

令和6年度 第2回西宮市部活動地域移行推進協議会

日時：令和6年(2024年)10月31日(木) 9:30

場所：総合教育センター 研修室1

1 開会

2 本日の議題

- (1) 統括団体について(報告)
- (2) 休日の部活動の地域移行に関わる状況把握のためのアンケートについて(報告)
- (3) 地域クラブ活動への移行を見据えた部活動の指導について
- (4) 平日の部活動検討委員会の設置について
- (5) 「西宮市の部活動地域移行」広報用チラシについて
- (6) 部活動「複数校方式」(柔道)の実施について
- (7) その他

3 閉会



令和6年度 西宮市部活動地域移行推進協議会 委員一覧

有識者	永田 隆子 武庫川女子大学オープンカレッジ所長
中学校長会 代表	奥谷 和久 鳴尾南中学校 校長
西宮市中学校体育連盟 会長	角南 寛 上ヶ原中学校 校長
西宮市中学校音楽連盟 会長	杉田 二郎 西宮浜義務教育学校 校長
運動部活動代表教諭	池田 直矢 浜甲子園中学校 教諭
文化部活動代表教諭	北田 裕規 真砂中学校 主幹教諭
保護者代表	西井 美和 鳴尾南中学校 保護者
地域スポーツ団体代表	堀江 ひとみ 西宮市スポーツクラブ 21 連絡協議会 会長 古塚 正治 西宮市スポーツ推進委員協議会 会長
西宮市体育協会	大森 良剛 理事長 遠藤 純一郎 理事
地域文化芸術団体代表	池上 達 西宮市吹奏楽連盟 理事長
西宮市文化振興財団	土居 和子 参事

西宮市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中学校（西宮市立義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における部活動の地域クラブ活動への移行について、西宮市及び西宮市教育委員会が、学校、保護者代表及び関係団体との連絡、調整及び意見交換を図り、部活動の地域連携及び地域移行を円滑に行うため、西宮市部活動地域移行推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 西宮市立中学校における部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。
 - (2) 生徒のスポーツ活動及び文化芸術活動並びに各校及び地域におけるこれらの現状その他諸課題に係る連携及び調整に関すること。
- 2 推進協議会は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる事務の一部を西宮市の庁内検討委員会に委任することができる。

(組織)

第3条 会員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- 2 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は、毎年4月1日以降最初に開く会議で会員の互選により定め、副会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長の任期は、毎年互選の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長が欠けた場合において、新たに互選された会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、推進協議会の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会長は、推進協議会の許可を得て辞職することができる。

(辞任)

第4条 会員は、辞任しようとするときは、その辞任しようとする日前1箇月までに、会長に申し出なければならない。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は、会長が務める。

- 2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費)

第6条 会員が会議に出席した際には、その都度、報償費を支給する。ただし、本市から報酬（議員報酬を含む。）又は給料の支給を受ける者が職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により支給する報償費の額は、会議1回につき2,000円とする。

(守秘義務)

第7条 会員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。会員を辞任した後も、同様とす

る。

(公開)

第8条 会議は、公開する。ただし、会員（会長及び副会長を含む。）の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

第10条 傍聴人は、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

3 傍聴人は、会場では、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食（水及びお茶の類を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコンその他の音を発する機器の電源を切り、又は操作音その他音声が発生しないように設定すること。
- (8) 会場において写真若しくは動画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道又は広報その他の理由により会長の許可を得たときはこの限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は意見交換の妨害となるような行為をしないこと。

第11条 傍聴人は、第8条の非公開の決定があったとき又は次条第2項の規定による退場の命令を受けたときは、速やかに退場しなければならない。

第12条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、注意を促し、又はこれを制止するよう命じなければならない。

2 会長は、前項の規定による命令に従わないときは、傍聴人に退場を命じることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の推進協議会を再び傍聴することができない。

(会議録)

第13条 会議の会議録の作成及び公開に関する取扱いは、西宮市附属機関等の設置・運営につ

いての指針及び西宮市公文書作成指針の基準による。

(庶務)

第14条 推進協議会の庶務は、教育委員会学校教育課部学校教育課部活動地域移行推進チームにおいて処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年10月31日から実施する。

別表（第3条関係）

構成	所属等	備考	所管
有識者		学識経験者等	学校教育部長及び文化スポーツ部長
学校関係者	西宮市立中学校長会代表		学校教育部長
	西宮市中学校体育連盟会長	運動部活動関係	学校教育部長
	西宮市中学校音楽連盟会長	文化部活動関係	学校教育部長
	西宮市立中学校運動部活動代表教諭	運動部活動関係	学校教育部長
	西宮市立中学校文化部活動代表教諭	文化部活動関係	学校教育部長
保護者	西宮市立中学校在籍生徒の保護者代表		学校教育部長
地域団体	地域スポーツ団体代表	SC21等	文化スポーツ部長
	西宮市体育協会		文化スポーツ部長
	地域文化芸術団体代表	吹奏楽連盟等	文化スポーツ部長
	西宮市文化振興財団		文化スポーツ部長
西宮市	教育委員会	教育長	

令和6年度 第2回西宮市部活動地域移行推進協議会 議事録

- 日 時：令和6年10月21日（月） 9：20～11：00
- 会 場：西宮市役所 東館7階 西宮市立総合教育センター 研修室1
- 内 容：

1. 本日の議題について

(1) 市の推進体制の変更について

(会長)

次第に従って議事を進める。事務局からの説明をお願いします。

<事務局説明>

部活動地域移行を一層推進するため令和6年10月から学校教育課に担当課長と係長の2名を増員し、教育長をリーダーとするプロジェクトチームを設置した。

本推進協議会の委員に教育長が加わり、学校教育部長、文化スポーツ部長、学校教育課長、文化スポーツ課長、文化スポーツ課担当課長は委員を退くこととした。副会長は教育長とする。

これらの変更を反映するため本協議会の設置要綱を改正し、あわせて会議の公開、会議録の公開も要綱に明記した。よって、本日の会議及びこれまでの会議録は市ホームページに公開する。

(副会長)

部活動の地域移行は大変大きい課題であり、地域の文化芸術活動、スポーツ活動の振興の大きなきっかけとなる。

部活動の地域移行は、中学生の文化芸術とスポーツ活動をどうするかということではなく、地域移行をきっかけに、子供から大人まで、地域で文化芸術、スポーツ活動に親しめる環境を作ることが目的・目標である。国としてもそうした方向性でガイドラインを策定している。

学校だけではなく、地域の様々な団体の皆さんにとっても関係が深く、皆様のご理解を得て、一緒に手を携えて進めたい。

西宮市の現状は、他の自治体と比べても準備に時間がかかっている。他の自治体では、令和8年の夏を目途に地域移行を予定しており、西宮市と同じタイミングで地域移行する団体が多いが、そうした自治体と比べても、1年以上の遅れが出てしまっている。

子供たちがスムーズに、地域でスポーツ・文化芸術に親しめる環境を作っていくための準備が必要。西宮の文化芸術、スポーツ環境のさらなる充実のために、一緒になって方策を考え準備を進めていきたい。

(2) 休日の部活動の地域移行に関わる状況把握のためのアンケートについて（報告）

<事務局報告>

先生方にある程度の方向性を示し、指導者として関わっていただけの方がどの程度いるのか把握するため、中学校教員を対象にアンケートを実施した。

結果、指導に関わっていただけの先生が57名、条件によって関わってもよいという

先生が 126 人、合わせて 182 名。子供たちの活動の状況を踏まえると十分ではないため、指導者確保に向けて一層取り組む必要がある。

謝金や活動時間など指導に関われる条件についても回答いただいた。これらを含めてすべて検討していく必要がある。

指導してもよい活動については、競技によっては多いように見えるが、男女に分かれての競技や活動場所の確保によって指導者が十分でない場合もある。その他グラフにない指導可能な活動内容について自由記載で回答いただいた。

先生方に頼るだけではなく教員以外の掘り起こしが必要と考える。

(委員)

学校現場として、直接話も聞いた実感としては、「③指導したい、指導してもよい活動内容」について、円グラフの「条件によって関わってもよい (126 名)」を選択した教員は、今後出てくる条件によっては 126 人全員が指導しましょうかと言えるかという、非常に厳しいと考える。よって、「③指導したい、指導してもよい活動内容」の人数も大幅に減る競技もあると思う。

(会長)

条件が提示されていない状態でアンケートを実施したということもあると思う。

(委員)

無回答の方がおられるが、どういう気持ちなのかなと感じた。条件などの情報が足りないということか。

(会長)

アンケートの中に、その他の項目などに書かれていることはなかったのか。

(事務局)

アンケート裏面に電子アンケートで依頼した文面を掲載している。回答必須の調査ではなく、今回は任意のアンケートとして実施した。答えにくい内容もあったと思われる、全員からは回答していただけていない。④の「その他、指導可能な活動内容」については自由記載にしている。

(委員)

顧問をしてない先生もおられるか。

(委員)

基本的に全員顧問という形をとっており、よほど事情がない限りは何かの部活動に所属している。

(会長)

1つの部活動に2～3人が関わる形だと思う。

(委員)

無回答が約4割近くある。学校の部活動の問題なのに回答が得られなかったのは、期間が1週間もなかったからか。とにかく回答がないことについて不思議に思う。どのように考えているか。

(委員)

どの学校の校長も趣旨を踏まえて職員に説明するが、それぞれの職員の思い、また、任意という扱いになっているため、日ごろの業務の中で回答できなかったケースもあ

と思う。もしくは、提示された条件の中で回答するところまでいかなかったということもあるかと思う。

(会長)

この問題については後に提示される内容によっては検討していく必要があるかと思うが、議事を進めさせていただきたい。

(2) 地域クラブ活動への移行を見据えた部活動の指導について

<事務局説明>

生徒の選択肢を広げスムーズに地域移行するため、地域人材を発掘するためのアンケートを実施する。

配布時期、方法は検討して改めて案内する。

国の示す部活動地域移行の方針を踏まえ、西宮でも令和8年度から段階的に地域移行することを踏まえ地域指導者を募集する内容。

西宮市における検討内容を示し、指導に携わってもよい又は条件を整えば携わってもよいという方に2次元コードから回答を依頼する。

これをもってすぐに人材バンクにつなげるものではないがその基盤としたい。今後につなげる趣旨で連絡先、所属団体などを記載していただくようにしている。

学校、地域団体から配布することを想定している。

(会長)

一番大切なことになるかと思う。質問の7番目、住所・連絡先のところが記入しにくそうに感じるが、パソコン入力のため問題ないか。

(事務局)

実際はパソコン入力なので入力しやすい形になっている。

(委員)

活動時間について、休日2時間、平日2時間を想定とあるが、そう書かれると平日も活動する必要がある、この程度は活動してくださいという数字に見えることが懸念される。そうではなく、指導者ができる範囲の指導、活動時間等についてもその方ができる時間でしていただければよく、例示としての記載にした方がハードルが下がるのではないか。

(会長)

各クラブの活動状況により決定していただいてよいが、原則として、休日は2時間、平日は2時間ということでのよいのか。

(委員)

休日2時間、平日2時間を上限として記載すればよい。指導者の方にお任せしますということになると思う。

(会長)

休日2時間は難しいと思う。大会参加となると1日仕事になる。時間を区切られることは難しい。

(委員)

部活動が学校管理下であったときに教員が子供の健康を考えたりする上で、昔は土

日両日、1日中活動していたが、土日はどちらか1日休みましょう、やりすぎだったということ踏まえてこの方針がある。

ただし、部活動ではなくなるため丸一日ということもあるだろうし、平日活動しない代わりに土日半日ずつなど、指導者の方が活動量を決めることになると思う。

(会長)

各クラブの方針によるが、原則、などの記載になると思う。記載方法については委員の意見を踏まえ考えていただきたい。

(事務局)

書き方については今後検討したい。

(委員)

質問内容の4番、「指導が可能な時間帯」について、平日・土日の2区分しかないが、この曜日ならこの時間ということが出てくると思う。曜日だけの記載にして、複数のプランを入れておいた方がよいのではないか。

(事務局)

平日は学校があるため活動開始は17時以降となり、土日は朝から活動できるため、ざっくり2区分としたが、曜日によって違う方もいると思う。もう少し検討し、回答しやすいフォームにしたい。

(委員)

このアンケートの配布時期について、早く実施したい思いもあると思うが中身がはっきりわからない中でアンケートを取ることはどうかとも思う。今回、教員アンケートで無回答が多かったように、早い段階で実施しても具体的なイメージがない状態では回答率が低くなるかもしれない。しかし、具体的なイメージを持ってからアンケートを取ると遅いため、現状で段階的に進めることが大事になるかと思う。

(会長)

その通りだと思う。これまでの流れを知ってもらわないと地域の人々の動き、認知につながらない。発信力を高めて実施して、登録につなげていただければ。訂正等しながら進めていただきたい。

(4) 部活動「複数校方式」(柔道・剣道)の実施について

<事務局説明>

西宮市立中学校・義務教育学校部活動「複数校方式」実施要項に基づいて説明する。

種目は柔道・剣道で実施。会場について、柔道は柔道部がある高須中、浜脇中の2会場。剣道は市内公立・義務教育学校20校を4グループに分けて実施する。その中で各グループの拠点校を決める。

指導者については、複数校方式のため中体連の専門部の協力の下、外部指導者中心に指導を行う。

複数校方式での実施について、学校管理下の活動ではなく、その部活動が学校にない場合、子供たちが活動に参加するにあたって別途保険に加入する必要がある。学校管理下であればこうした手続きが不要となるため、学校管理下の複数校方式で実施したい。

12月から本格的に活動し、月1～2回の活動を検討している。実施する中で課題を吸い上げ、今後の地域移行に前向きに活かしていきたい。

(会長)

複数校方式ということで申込書も資料添付されている。並行して実施するというとか。

(事務局)

並行して実施していく。

(委員)

複数校方式を柔道・剣道に限定したのはなぜか。

(事務局)

前回の協議会で、まずは先行実施ということで、部員数が少ない活動、各学校に部活動がない活動をパイロット事業として先行実施し、柔道・剣道・ソフトボールと提示していた。

ソフトボールについては団体種目のため複数校方式での実施が難しく、個人種目はスムーズに実施できた。この他に手をあげている部活動もあるため、これを機に検討していきたい。

(会長)

一昨年から実施してきて、うまくいっている状況等々もあったかと思うが、その方式を広げていくということだと思う。

先生としてもやりやすい状態と思う。即、地域に下せる形ができればよいが、抱え込みすぎると良くないとも思う。

(委員)

剣道連盟の事務局から市内15の道場に連絡をとり、やり方を伝え、各道場にいずれかのグループへの参加あるいはお手伝いができるかというアンケートを実施し、少し返ってきている。合同稽古会のような形だが、先生方が主体となって、見学あるいは指導、お手伝いを呼びかける内容である。

12月に実施する際、複数校方式と並行するため、参加していただき1回見ていただいて、いろいろな条件が出てくるためそれもお伝えしつつ、ゆくゆくは指導者になっていただけるか判断していこうと思う。

(会長)

4グループについて、学校には了承を得ているということによいか。

(事務局)

了承を得ている。

(会長)

この内容で進めていただきたい。

(5)「西宮市の部活動地域移行」広報用チラシについて

<事務局説明>

市として部活動地域移行について周知できていない状況のため、地域移行とは何か、今後のスケジュールや部活動との違いなど、保護者の疑問に答える内容としている。

これまでの協議会での説明からの変更点としては、これまでは令和8年度当初から地域移行としていたが、令和8年9月からとしている。これは、中学校総合体育大会が6～8月にかけて開催されるためである。

今後、ホームページや入学説明会の資料とするなど、この広報用チラシを足掛かりに広報していきたい。

(会長)

「西宮市が目指す地域移行について」のイメージ図の中で、野球・陸上・吹奏楽だけが書かれているがその他の活動の項目はいらないか。

(事務局)

イメージ図は例示として記載しており、例えばサッカーが自分の学校にない場合に、地域移行になればどうなるかという趣旨で記載している。

(委員)

例と書けばよいのではないか。

(会長)

何を表しているのかわかりにくかったため、例ということが分かるよう記載していただければ。

(委員)

チラシはどこでどのように配るのか。

(事務局)

令和7年1月頃の小学6年生対象の入学説明会で配布する。あわせて市のホームページにも掲載もする。

(委員)

堅苦しい印象を受けた。イラストを多くして見やすくした方がよいと思う。また、裏面の連絡先には部署名だけ書いてあるが、電話番号くらいは書いてほしい。

(事務局)

電話番号は記載していないが2次元コードを入れており、その先のホームページには連絡先を記載している。他市でもそのような形になっている。

(委員)

市政ニュースでも2次元コードが20個くらい掲載されているが誰も見ないのではないか。関心がある人でないと見ないと思う。先のアンケートでも2次元コードだが、最近2次元コードを使いすぎではないか。

(委員)

参考まで、先日、青少年愛護協会の方から、お祭りのボランティアについて紙媒体で各校1,000枚程度配布したが回答がゼロだったとお聞きした。2次元コードを掲載したら7人ほど反応があり、委員のおっしゃるところもあるが、2次元コードには反応するが紙媒体には反応しない人もあるような気がする。

(会長)

広報活動は進めていかないといけない状況。わかりやすくという意見もあったためそこは検討しつつより良い状態で広報を進めていただきたい。

(6) 平日の部活動検討委員会の設置について

<事務局説明>

先日のスポーツ庁の作業部会で、2026年度から改革実行期間として、平日の部活動の地域移行を推進する案が示されたとの報道があった。

阪神間でも多くの自治体が平日・休日の同時移行を表明され、西宮市の保護者の関心が今後高まっていくことが予想される中、平日の地域移行についても早急に検討する必要がある。

本協議会の下部組織として庁内検討委員会を立ち上げ、現行の活動の課題、——例えば活動時間や活動回数、朝の練習、教員の勤務等のあり方を検討する。

検討委員会の委員は要綱案の別表のとおり。

この検討委員会での議論は本推進協議会において報告する。

(会長)

平日の活動の検討も、先生方の経験、労働時間を考えるとあわせて進める必要がある。

設置することでよいか。了承をいただいたとして進めさせていただく。

(7) 統括団体について (報告)

<事務局報告>

前回の協議会で示したイメージ図が深まった形としている。従来のイメージ図における運営団体を統括団体と改めた。スポーツ部門における統括団体は西宮スポーツセンターが担う。

統括団体の機能は団体登録、登録料の徴収、活動内容の周知、トラブル等相談窓口、指導者の研修、指導者をバンク登録させ管理することで、バンク登録者のイメージは地域住民の方、各競技団体指導者の方、地域団体関係者の方など。

実際の指導は各登録団体が担う。地域スポーツ団体、SC21、大学、企業などの中から手上げていただき、必要であればバンクから指導者を紹介する。

参加者は講座料を支払う。統括団体は登録団体の活動を紹介したり、教育委員会に登録団体の活動状況を報告したり、地域活動の登録団体を報告し、学校体育施設の利用を許可する。

前回の協議会では運営団体に多くの機能を持たせるイメージだったが、最終的には登録団体が自主運営する形を完成形として、その過程で統括団体がサポートするという考え方で整理している。

(会長)

登録団体のところで文化的な活動がない。スポーツセンターが統括するのであればスポーツだけになるように見えるため吹奏楽など文化部の名前を入れる方がよいのではないか。

(事務局)

資料の中に、文化芸術活動についても同様の統括団体を検討と記載しており、文化でも同様の体制を考えているが、統括団体として現時点でフィックスしているのがスポーツセンターのため今回このような形でお示ししている。

(会長)

文化活動についても推進していただきたいが、今、文化活動の候補はあるのか。

(事務局)

文化活動の統括団体については調整を進めており、検討中である。

(8) 部活動地域移行ロードマップについて

<事務局説明>

体制整備について、地域クラブ活動を実施するための統括団体、また、実際に活動を担う実施団体の整備について記載している。令和7年度にはスポーツの統括団体に加え、文化芸術についても早急に統括団体を指定し、実施体制を整備する必要がある。

令和8年2学期に地域クラブ活動が開始、そのためホームページの公開を遅くとも令和7年11月には行い、令和7年8月には登録団体の登録を開始、その前に地域クラブ活動の登録要項を公表し周知を図る必要がある。令和7年度当初には遅くとも地域クラブ活動を担う指導者の人材バンク登録を開始する必要がある。

令和7年1月の入学説明会で少しでも多くの情報を保護者に提供するため、令和6年度中にも統括団体との調整や、場合によっては既存団体の先行登録、その団体の公表も検討する。

困窮家庭の生徒が地域クラブ活動に参加しやすいよう、支援策を検討していく。

小学校には、今後地域移行に関わる児童保護者に向けて随時情報提供を行う。

中学校では、部活動の再編整備を進めるとともに、学校と地域が連携し、SC21等の地域団体と練習の共同実施などの連携などを行う。

令和7年度ごろからは教員の人材バンク登録も想定している。

先行実施について、令和7年度には指導者謝金に充当できる国の実証事業を受託し、活動を希望する団体を募集する予定で、今後の地域クラブ活動に展開したい。

(会長)

昨年度からロードマップの提示はあったが、さらに細やかになってきたと思う。

(委員)

学校と地域の指導者が今後さらに連携を取る方法を見つけておく必要がある。

令和8年度を迎えたときに、子供たちと学校の先生との関係、先生方が今まで指導していたことが地域に移行することで流れが急に変わるということがないよう、できるだけ学校と地域の指導者とのつながりを作る意識をもつ必要がある。

市が遅れている状況を鑑み、本当にできるのか、子供たちや先生の思い、指導者がどのように協力できるか、人が集まるか、本当に地域移行できるかという状況だが、足元で関係性を作るうえで急に子供たちが宙に浮かないよう考えることが大切と思う。

子供たちの思いや先生の思いも踏まえ、これからの大きな変化も考えて進めていただきたい。

現場では子供たちと先生、先生と地域という関係性について、小学生を対象に指導するにあたって、学校との距離感は保ち続けており、学校の様子も聞きながら進めてきた。

中学生は小学生との違いもある。ただ指導者を派遣するのではなく、先生と生徒、

地域の方は見に行くということだったが、そこに入って行くという点も忘れないようにしたい。

広報について、皆さんどこまで地域移行が進められているかわからない状態。保護者だけでなく、市政ニュースや宮っ子など、西宮の状況を保護者以外にも一緒に広げていくことが必要と感じた。

(会長)

子供の思いは大切。しわ寄せがいかない状況を作ることが我々の役割と思う。宮っ子や市政ニュースに掲載していくことが必要と思う。

ロードマップに従って地域移行が進んでいくよう協力する必要がある。

先生方と子供たちに迷惑がかからない環境を作ることが最大の目的・目標になると思う。

令和8年8月を目途に地域移行する、子供たちもいろんな形の地域クラブ活動への登録など、そうした作業をすることも必要になる。家庭の中でもどのクラブに入るのかなど色々なことを相談していただくことになるかと思う。

手直しすることもあるかと思うので、よく見ていただいて指摘していただければ。ロードマップを押し進めるにあたって、子供たちの思いをしっかりと受け止めながら進めることを忘れないでいただきたい。

(副会長)

ロードマップはタイトなスケジュールだが、これでも遅いくらいだと認識している。委員から指摘があったように、市民の皆さまからは一体どうなっているのかと不安に思われていることと思う。最低限これくらいのスケジュールで進めないと、保護者や子供たちに一体どうなるのかと思わせてしまう。皆様方にはタイトなスケジュールでご協力いただくことになるが、子供たちにしわ寄せがいかないようにしたい。

委員から指摘があったように地域団体、地域のスポーツ、文化芸術団体と中学校の距離感を縮めることも必要である。

兵庫県にはSC21という統合型地域スポーツクラブがあり、小学生をはじめとする市民にとっての素晴らしいスポーツ機会を提供する組織がある。SC21をはじめとする様々な団体と中学校が距離感を縮め、連携できるところは連携し、ロードマップにあるように練習を共同実施するなど連携強化をしていきたい。

中学校もSC21をはじめとする様々な団体と連携をとっていただけるとありがたい。

(委員)

今回、剣道を先行実施する。うまくいくかはわからないが、中学生と地域の指導者が集まる機会をもっと作るべきだと思う。

2つの競技だけではなく、他の競技でも今回の先行実施のやり方を進めていけばよい。

指導者の集め方としては、SC21の指導者、体育協会の各競技の指導者、それを使って募集を行いそこからどんどん進めて先生と地域の指導者、中学生が集まる。何かの行事や合同練習でよいと思う。そういった機会を早急に各競技や、文化部でも同じように考えていただきたい。

(委員)

体育協会の中にはそれぞれの競技種目団体がある。以前の協議会で、教員が部活動の指導を希望しないことについてのご意見があったが、体育協会では若手育成や指導者育成をそれぞれの競技部で行うことも含めて検討いただきたい。明石市では剣道連盟が中心になって中学生を一同に集める剣道教室があり、保険は別で加入して剣道連盟が主催するもので、顧問の先生は来なくて良く、剣道連盟で責任を持って指導されている。学校の先生も関わる中、競技団体連盟も動きながら進めていくような形を、体育協会の大きな役割としてお願いしたい。

中学校の部活動も、競技部、先生方の集まりもうまく機能しながら、サッカーでいえばサッカー協会も一般の民間の方と先生方が一緒に1つの大会運営をされているが、体育協会や各競技の連盟も一緒にやっていく、また、SC21も衰退して活動がないところもあるが小学校区には1つある。そうしたものを大切に、そこからまた1つ作り直していくことも地域の方をお願いしながら、いよいよ部活動が地域に移行することを考えると学校の先生だけでは立ち行かないため、いろんな人の手を借りて進めていく。

副会長から、子供たちにしわ寄せがいかないようにということや、令和8年度には何とかというお話もあったが、やはりぜひ、子供たちを真ん中に置いて、子供たちのためにどうしたらよいか色々な人の協力の下で進めていかなければならない。

戦後70年、部活動は教育の大きな役割を担ってきた。例えば特別支援が必要な子供たちには中学部活動の支えもあった。それが障害を理由に地域では見られないことにならないよう、また、困窮家庭の支援についてもお金の話だけではなく、実際に外に出してあげたのは先生で、こうした子供たちにも手をかけてあげてほしい。

学校、競技団体、地域の方と力を合わせて進める時期になっている。新たな体制の下、子供たちを真ん中に、子供たちのために進めていく必要があることを強く感じた。

(会長)

地域移行するクラブ活動は大変なことと思う。先生たちのこれまでの努力があって今があると感じる。

(9) その他

<事務局説明>

議題2の地域クラブへの移行を見据えた人材発掘アンケートについて、これまでの協議会では定額の謝金額を想定していたが、地域クラブ活動の受け皿として民間企業や大学、クラブごとにレベルや内容が異なる状況で一定のラインを設けることは難しいため、謝金については地域クラブ活動が定める記載としている。

困窮家庭への支援については別途検討を進める。金額以外の部分についても十分検討していきたい。

スポーツセンターの推進協議会への参加について、スポーツの統括団体として西宮スポーツセンターを予定しているため、推進協議会での議論を直接耳に入れていただき事業を円滑に進めていく。何らかの形で協議に参加していただきたい。

11月27日に中学校の管理職、運動部活動代表、文化部活動代表の先生方、中体連競技部の各専門委員長を対象とした行政説明会を実施する。本日の推進協議会を受け、今後の方向性や教員の兼職兼業についても説明し、中学校として地域移行を推進して

いただけるようにしたい。

年明けの新生生の入学説明会において、2年生の途中で地域移行に関係する生徒の保護者の方に対して説明を行う。

(会長)

1点目、謝金の額については記載せず各クラブの状況で進める。2点目、次回よりスポーツセンターの方の参加を許可していただきたい。3点目、教員への行政説明会を11月27日に実施する。このように進めてよいか。

予定していた議題は終了したが、この際、発言されていない方に一言でもお願いしたいと思うがいかがか。

(委員)

子供たちがしたい活動ができる、地域の方の見守りとともに今までやってきたことが、予算的なことも含め、マイナスになることは避けたい。

勝利至上主義にならないよう、楽しく明るく元気に、また自分がやりたいことに積極的に参加できる体制づくりが一番大事。

吹奏楽部についても、難しい問題が多々あることを踏まえ、市、教育委員会の理解・協力は必須になる。

吹奏楽連盟としても発信しているが反応は鈍い。それぞれ好きで活動しているが、目の前に子供たちがきたときに指導できるのかという不安がある。解決は徐々にしていかないといけないと思う。

吹奏楽連盟の集まりの際に、市として説明することも方法かと思う。

(会長)

本日8項目の議題についてご審議いただいた。この流れに則り、追加訂正等あろうかとは思いますが提案どおり進めていきたい。それぞれでお気づきの点があれば事務局の方にお申し出いただければよいかと思う。

これをもって令和6年度第2回の西宮市部活動地域移行推進協議会を終了する。



西宮市の部活動地域移行

部活動の状況

今の学校の部活動は、少子化が進み、生徒数の減少に伴い、生徒たちが希望する部活動をそれぞれの学校でつくるのが難しくなったり、人数不足により大会に参加することができなくなったりなどの影響がみられるようになってきました。そのため、子供たちの文化・スポーツ活動が持続可能なものとなるよう、国は、**部活動を段階的に地域移行**することをめざしています。西宮市でも、2026年度の夏を目途に部活動の地域移行を実施できるよう、子供たちや市民のみなさまのスポーツ・文化活動が、持続可能でよりよいものになるように検討しています。

部活動の地域移行のイメージ



地域移行のスケジュール

年度	2024年	2025年	2026年	2027年
学年ごとの子供たちの活動	中学校部活動（～2026年8月末）			地域クラブ活動
	中1	中2	中3	
	中3の夏まで現在所属する部活動で活動できます。			
	小6	中1	中2	中3 地域クラブ活動 その後、地域クラブ活動に参加することができます。
	小5	小6	中1 部活動 中1の夏まで	中2 地域クラブ活動 その後、地域クラブ活動に参加することができます。

※平日と休日の部活動について、分けずに同時に移行するのか、分けて時期をずらして移行するのかなどについては、今後検討していきます。

部活動と地域クラブ活動のちがい

	中学校部活動	地域クラブ活動
定義	学校教育の一環として学校が行う	地域の各クラブが行うスポーツ・文化活動
指導者	通学している学校の教員、部活動指導員等	地域の指導者、希望する教員（兼職兼業）等
参加者	通学している学校の生徒 連携しながら活動している学校の生徒	学校や地域に関係なく希望する活動を選択
活動場所	通学している学校の施設 連携して活動している学校の施設 等	学校や体育館などの公共施設 民間スポーツ施設 等
費用負担	用具や交通費などの実費	会費 + 用具や交通費などの実費
保険・補償	日本スポーツ振興センター災害給付制度	スポーツ安全保険

よくある質問と回答



Q 地域移行のメリットは何ですか？

A これまでは自分の通う学校の部活動の中から選ぶ必要がありましたが、これからは学校や地域に関係なく、様々な活動の中から自分に合った活動を選ぶことができます。また、専門的な指導を受けやすくなります。



Q どのような活動が行われるのですか？

A 学校部活動では無かったダンスや料理などの活動も増やしていきます。また、同じ種目でも競技志向だけでなく、楽しさを重視するレクリエーション志向や、体力づくりなどの多様な方針の活動から選べるようにしていきます。さらに、中学生だけでなく幅広い年代の方が参加できる活動も想定しています。



Q 活動の種類や内容をどのように知ることができますか？

A スポーツと文化芸術それぞれで統括団体を設け、その団体のホームページに活動の種類や方針、場所、時間、会費、連絡先などを掲載することを考えています。

Q 大会への参加はどうなるのですか？

A 「地域クラブ活動」のチームとして大会に参加することになります。また、大会主催者の定める規定によって、参加の可否が異なりますが、中体連の大会は地域クラブ活動のチームも参加が可能です。



Q ケガやトラブルが起きた時の責任は誰がとるのですか？

A ○ケガやトラブルが生じたときは、所属する「地域クラブ」が対応します。学校が対応することはありません。
○学校の管理下ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害給付制度は適用されません。かわりに「スポーツ安全保険」に加入することで、ケガなどに備えることができます。

Q 地域クラブ活動では、月謝・会費を支払う必要があるのですか？

A ○「地域クラブ活動」は習い事や塾と同様、地域の文化・スポーツ活動として実施されるため、「受益者負担」の考え方から、ご家庭にご負担いただきます。なお、経済的に困窮している家庭への支援の在り方について、今後検討していきます。

■お問い合わせ先

部活動地域移行推進チーム

事務局

教育委員会	学校教育課	0798-35-3657
産業文化局	文化スポーツ課	
	スポーツ担当	0798-35-3426
	文化担当	0798-35-3425

令和6年(2024年)●月●日

地域の皆様

学校だけでなく
地域団体も使用可能

西宮市立●●学校
校長 ●● ●●

地域クラブ活動への移行を見据えた部活動の指導について

●●の候、地域の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国の示す「学校部活動の地域移行」の方針を受け、現在、西宮市でも**令和8年度(2026年度)からの部活動の段階的な地域移行**に向けて協議を進めているところです。

そこで、子供たちの部活動が地域クラブ活動へ移行することに伴い、子供たちに対して指導いただける地域の方を募集しています。地域クラブ活動への移行にあたっては、子供たちが活動することができる場所と指導者が必要不可欠となります。

つきましては、西宮市が示す以下の検討事項もご参考にしていただき、部活動指導、地域クラブ活動への指導に携わっていただける方は、ぜひ回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

現在、西宮市では、以下のことについて検討しています。

- 地域クラブ活動への移行について
 - ・令和8年度(2026年度)から、休日の部活動を地域クラブ活動へ移行するように西宮市として検討しています。平日の部活動の移行は、段階的に検討していきます。
- 謝金について
 - ・地域クラブ活動を統括する団体から、3,000円程度(休日1回あたり)はお支払いできるように調整しています。
- 活動時間について
 - ・休日は3時間程度の活動時間になります。(部活動方針と同様)
- 活動場所について
 - ・学校施設や社会教育施設の使用を想定しています。
- 保険について
 - ・指導者や生徒には、万が一に備えて、スポーツ安全保険に加入いただくよう調整しています。

この他にも様々なことを検討しています。

- 「指導に携わってもよい」
- 「条件さえ整えば指導に携わってもよい」

と思われる方は、右の二次元コードから、ぜひアンケートにご協力をお願いいたします。



ご回答期限：令和6年(2024年)●月●日(●)

質問内容

1. 休日の部活動が地域クラブ活動に移行した場合、休日の地域クラブ活動の指導に関わっていただけますか。

指導者として関わりたい。

謝金額や活動場所、活動内容等の条件によっては指導に関わってもよい。

2. 指導に関われる条件とは、どのようなものですか。【複数選択可】

謝金額 保険 活動時間 活動場所 指導する内容
 責任の所在 兼職兼業 指導者の人数 その他（記述）

3. 指導したい、指導してもよい活動内容を選択してください。【複数選択可】

陸上競技 水泳 柔道 剣道 バスケットボール
 サッカー バレーボール ソフトテニス 卓球 軟式野球
 ソフトボール バドミントン 吹奏楽 コーラス バトン
 太鼓 演劇 美術

4. その他、指導可能な活動内容がありましたら、ご記入ください。（記述）

5. お名前と住所、連絡先をご記入ください。

名前

住所

連絡先電話番号

西宮市立中学校・義務教育学校部活動「複数校方式（剣道）」実施要項 （部活動地域移行を見据えた先行実施事業）

西宮市教育委員会

1 趣 旨

中学校及び義務教育学校においては、少子化による生徒数の減少、部活動指導教員の高齢化や顧問教員の減少等の課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が見られる。また、令和8年度以降からの休日の部活動の地域移行に向けて協議が進められている。

そこで、休日の部活動地域移行に向けた研究・検証に資する「複数校方式」を実施することにより、今後の西宮市の中学校・義務教育学校部活動の充実に資するとともに、休日の部活動の地域移行に向けた推進を図る。

2 本事業の主催及び運営

本事業の主催は西宮市教育委員会とする。その運営については西宮市立中学校部活動推進委員会及び西宮市中学校体育連盟が当たる。

3 本事業対象校及び対象者

(1) 本事業対象校は、西宮市立全中学校及び義務教育学校とする。

(2) 本事業対象者は以下の通りとする。

ア 在籍する学校に剣道部がなく、現在どの部にも所属していない生徒

イ 在籍する学校に剣道部がなく、他の部活動に所属しているが、学校から本事業への参加を認められた生徒

ウ 在籍する学校に剣道部はあるが、部員数が少ないなど、単独校で対外的な活動が行いにくい生徒

エ 剣道部に所属しているが、競技経験が浅く、基礎・基本の徹底を希望する生徒

オ 3年生及び9年生で部活動を引退し、今なお練習を希望する生徒

4 実施期間等

(1) 原則として1年間（年度単位）とする。

(2) 土曜日、日曜日及び祝日の活動を基本とする。

(3) 9：00～17：00の時間帯で設定する。

(4) 1回の活動時間は3時間程度とする。（「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」による）

5 実施種目

(1) 西宮市中学校体育連盟に設置されている種目において実施する。

(2) 剣道において実施する。

6 会 場

(1) 拠点校（実施会場）については、西宮市立中学校または義務教育学校を使用して実施する。

(2) 拠点校（実施会場）等について変更する場合は事前に参加校に連絡する。

7 指導者について

- (1) 部活動指導に高い資質と専門性を持つ指導者を招聘する。
- (2) 西宮市中学校体育連盟の剣道部の専門委員長・副専門委員長・外部指導者を中心として、指導にあたる。
- (3) その他、必要とする指導者を派遣する場合は西宮市教育委員会より依頼する。

8 参加までの手続き

- (1) 保護者は、保護者の承認のもと、学校長に「複数校方式」(剣道)参加申込書(様式1)を提出する。
- (2) 参加生徒在籍校の校長は、学校教育課長に以下の書類を提出する。
 - ① 「複数校方式(剣道)参加生徒報告用紙」(様式2)の原本
 - ② 「参加申込書(保護者同意書)」(様式1)の写し
- (3) 実施期間途中からの参加希望生徒についても、同様の手続きとする。

9 留意事項

- (1) 拠点校(実施会場)への移動については、公共交通機関及び徒歩とし、自転車での移動は認めない。なお、経費を要する場合は参加者の負担とする。
- (2) 安全には参加生徒自らが十分に留意する。
- (3) 活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を適用する。
- (4) 気象警報発令等により、指導者の判断で当初の予定を変更したり当日の実施を中止したりすることがある。

10 その他

「複数校方式：剣道」実施にあたって、この要項に定めるもののほか必要事項については、西宮市立中学校・義務教育学校部活動推進委員会と協議し、西宮市教育委員会が定める。

附則 この要項は、令和6年10月31日より施行する。

保護者の皆様へ

部活動「複数校方式(剣道)」のご案内 (部活動地域移行を見据えた先行実施事業)

西宮市教育委員会

1 趣旨

中学校及び義務教育学校においては、少子化による生徒数の減少、部活動指導教員の高齢化や顧問教員の減少等の課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が見られます。また、令和8年度以降からの休日の部活動の地域移行に向けて協議が進められています。

そこで、休日の部活動地域移行に向けた研究・検証に資する「複数校方式」を実施することで、今後の西宮市の中学校・義務教育学校部活動の充実に資するとともに、休日の部活動の地域移行に向けた推進を図ります。

2 対象者

以下のア・イの条件を満たす市立中学校・義務教育学校の生徒を原則とします。

ア 次のいずれかに該当する生徒

- ① 剣道部そのものがなく、どの部にも所属していない生徒
- ② 剣道部そのものがなく、他の部活動に所属しているが、学校からの本事業への参加を認められた生徒
- ③ 剣道部に所属しているが、部員数が少なく十分な活動ができない生徒
- ④ 剣道部に所属しているが、競技経験が浅く基礎・基本の習得を希望する生徒
- ⑤ 部活動を引退したが、活動を希望する生徒

イ 継続して参加することができる生徒

3 実施期間等

- (1) 11月以降の土曜日、日曜日及び祝日において、5～10日間程度を活動日とします。
- (2) 9:00～17:00の時間帯で1日3時間程度の活動を行います。

4 実施種目

剣道

5 会場

(1) 拠点校(実施会場)は以下の表の通りとする。

グループ	拠点校	参加校
Aグループ	瓦木中学校	甲陵中学校・平木中学校・甲武中学校・深津中学校
Bグループ	真砂中学校	浜脇中学校・今津中学校・西宮浜義務教育学校
Cグループ	学文中学校	上甲子園中学校・浜甲子園中学校・鳴尾中学校・鳴尾南中学校・高須中学校
Dグループ	大社中学校	上ヶ原中学校・苦楽園中学校・塩瀬中学校・山口中学校

(2) 拠点校(実施会場)等について変更する場合は、事前に学校を通じて参加者に連絡します。

6 指導者

- (1) 部活動指導に高い資質と専門性を持つ指導者があたります。
- (2) 西宮市中学校体育連盟の専門委員長・副専門委員長・外部指導者が中心となり指導にあたります。

7 参加申込み

- (1) 参加を希望する生徒は、担任に「参加申込書(保護者同意書)(様式1)」を提出してください。
- (2) 柔道部在籍の生徒は、顧問に「参加申込書(保護者同意書)(様式1)」を提出してください。

8 参加にあたっての留意事項

- (1) 拠点校(実施会場)への移動については、公共交通機関及び徒歩とし、自転車での移動は認めません。なお、経費を要する場合は参加者の負担とします。
- (2) 安全には参加生徒自らが十分に留意し、自己責任で参加してください。
- (3) 活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を適用します。
- (4) 気象警報発令などにより、当初の予定を変更したり、実施を中止したりすることがあります。

(様式1)

学校長 様

令和 年 月 日
(年)

「複数校方式」(剣道)の趣旨を理解し、参加を申し込みます。

「複数校方式」(剣道) 参加申込書

(フリガナ) 名前		性別		学年	年
所属校	西宮市立 学校				
部活動	剣道				
自宅住所	西宮市				
連絡先	自宅電話番号 緊急時電話番号				
その他 参考事項					
上記の者の参加について同意します。					
保護者署名 _____					

西宮市立中学校・義務教育学校部活動「複数校方式（柔道）」実施要項 (部活動地域移行を見据えた先行実施事業)

西宮市教育委員会

1 趣 旨

中学校及び義務教育学校においては、少子化による生徒数の減少、部活動指導教員の高齢化や顧問教員の減少等の課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が見られる。また、令和8年度以降からの休日の部活動の地域移行に向けて協議が進められている。

そこで、休日の部活動地域移行に向けた研究・検証に資する「複数校方式」を実施することにより、今後の西宮市の中学校・義務教育学校部活動の充実に資するとともに、休日の部活動の地域移行に向けた推進を図る。

2 本事業の主催及び運営

本事業の主催は西宮市教育委員会とする。その運営については西宮市立中学校部活動推進委員会及び西宮市中学校体育連盟があたる。

3 本事業対象校及び対象者

(1) 本事業対象校は、西宮市立全中学校及び義務教育学校とする。

(2) 本事業対象者は以下の通りとする。

ア 在籍する学校に柔道部がなく、現在どの部にも所属していない生徒

イ 在籍する学校に柔道部がなく、他の部活動に所属しているが、学校から本事業への参加を認められた生徒

ウ 在籍する学校に柔道部はあるが、部員数が少ないなど、単独校で対外的な活動が行いにくい生徒

エ 柔道部に所属しているが、競技経験が浅く、基礎・基本の徹底を希望する生徒

オ 3年生及び9年生で部活動を引退し、今なお練習を希望する生徒

4 実施期間等

(1) 原則として1年間（年度単位）とする。

(2) 土曜日、日曜日及び祝日の活動を基本とする。

(3) 9：00～17：00の時間帯で設定する。

(4) 1回の活動時間は3時間程度とする。（「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」による）

5 実施種目

(1) 西宮市中学校体育連盟に設置されている種目において実施する。

(2) 柔道において実施する。

6 会 場

- (1) 実施会場については、西宮市立中学校または義務教育学校を使用して実施する。
- (2) 実施会場等について変更する場合は事前に参加校に連絡する。

7 指導者について

- (1) 部活動指導に高い資質と専門性を持つ指導者を招聘する。
- (2) 西宮市中学校体育連盟の柔道部の専門委員長・副専門委員長・外部指導者を中心として、指導にあたる。
- (3) その他、必要とする指導者を派遣する場合は西宮市教育委員会より依頼する。

8 参加までの手続き

- (1) 保護者は、保護者の承認のもと、学校長に「「複数校方式」(柔道)参加申込書」(様式1)を提出する。
- (2) 参加生徒在籍校の校長は、学校教育課長に以下の書類を提出する。
 - ① 「「複数校方式(柔道)」参加生徒報告用紙」(様式2)の原本
 - ② 「参加申込書(保護者同意書)」(様式1)の写し
- (3) 実施期間途中からの参加希望生徒についても、同様の手続きとする。

9 留意事項

- (1) 実施会場への移動については、公共交通機関及び徒歩とし、自転車での移動は認めない。
なお、経費を要する場合は参加者の負担とする。
- (2) 安全には参加生徒自らが十分に留意する。
- (3) 活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を適用する。
- (4) 気象警報発令等により、指導者の判断で当初の予定を変更したり当日の実施を中止したりすることがある。

10 その他

「複数校方式：柔道」実施にあたって、この要項に定めるもののほか必要事項については、西宮市立中学校・義務教育学校部活動推進委員会と協議し、西宮市教育委員会が定める。

附則 この要項は、令和6年10月31日より施行する。

保護者の皆様へ

部活動「複数校方式(柔道)」のご案内 (部活動地域移行を見据えた先行実施事業)

西宮市教育委員会

1 趣旨

中学校及び義務教育学校においては、少子化による生徒数の減少、部活動指導教員の高齢化や顧問教員の減少等の課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が見られます。また、令和8年度以降からの休日の部活動の地域移行に向けて協議が進められています。

そこで、休日の部活動地域移行に向けた研究・検証に資する「複数校方式」を実施することで、今後の西宮市の中学校・義務教育学校部活動の充実に資するとともに、休日の部活動の地域移行に向けた推進を図ります。

2 対象者

以下のア・イの条件を満たす市立中学校・義務教育学校の生徒を原則とします。

ア 次のいずれかに該当する生徒

- ① 柔道部そのものがなく、どの部にも所属していない生徒
- ② 柔道部そのものがなく、他の部活動に所属しているが、学校から本事業への参加を認められた生徒
- ③ 柔道部に所属しているが、部員数が少なく十分な活動ができない生徒
- ④ 柔道部に所属しているが、競技経験が浅く基礎・基本の習得を希望する生徒
- ⑤ 部活動を引退したが、活動を希望する生徒

イ 継続して参加することができる生徒

3 実施期間等

- (1) 11月以降の土曜日、日曜日及び祝日において、10～15日間程度を活動日とします。
- (2) 9:00～17:00の時間帯で1日3時間程度の活動を行います。

4 実施種目

柔道

5 会場

- (1) 実施会場は西宮市立高須中学校、西宮市立浜脇中学校を使用し、実施します。
- (2) 実施会場等について変更する場合は、事前に学校を通じて参加者に連絡します。

6 指導者

- (1) 部活動指導に高い資質と専門性を持つ指導者があたります。
- (2) 西宮市中学校体育連盟の専門委員長・副専門委員長・外部指導者が中心となり指導にあたります。

7 参加申込み

- (1) 参加を希望する生徒は、担任に「参加申込書(保護者同意書)(様式1)」を提出してください。
- (2) 柔道部在籍の生徒は、顧問に「参加申込書(保護者同意書)(様式1)」を提出してください。

8 参加にあたっての留意事項

- (1) 実施会場への移動については、公共交通機関及び徒歩とし、自転車での移動は認めません。なお、経費を要する場合は参加者の負担とします。
- (2) 安全には参加生徒自らが十分に留意し、自己責任で参加してください。
- (3) 活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を適用します。
- (4) 気象警報発令などにより、当初の予定を変更したり、実施を中止したりすることがあります。

(様式1)

学校長 様

令和 年 月 日
(年)

「複数校方式」(柔道)の趣旨を理解し、参加を申し込みます。

「複数校方式」(柔道) 参加申込書

(フリガナ) 名前		性別		学年	年
所属校	西宮市立 学校				
部活動	柔道				
自宅住所	西宮市				
連絡先	自宅電話番号 緊急時電話番号				
その他 参考事項					
上記の者の参加について同意します。					
保護者署名 _____					

平日の部活動検討委員会設置要項

西宮市教育委員会事務局
学校教育課

(目的)

第1条 この要項は、西宮市立中学校・義務教育学校で行われている「平日の部活動」の在り方について検討するため、平日の部活動検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するにあたって必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員会の委員は、中学校・義務教育学校教頭3名、教諭9名（以下、教諭については主幹教諭を含む。）、学校教育課長、学校教育課係長、学校教育課指導主事、部活動地域移行コーディネーター及び検討課題に応じて学校教育課長が必要とする校長、教頭、教諭、教育委員会事務局担当課職員をもって構成する。

2 学校教育課長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、第1回検討委員会が開催された日から、令和6年度の終りまでとする。

(組織・運営)

第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。委員長に事故がある場合は、その職務を副委員長が代理する。

4 委員長、副委員長に事故がある場合は、その職務を代理するものを、その都度互選により決定する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じてその都度招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。但し、欠席する委員が提出した欠席届を以って、議決権が議長に委ねられたものとする。欠席届の様式は問わない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を取り扱うために、教育委員会事務局学校教育課に事務局を置く。

(補足)

第7条 この要項の定めることのほか、委員会の運営について必要な事項は学校教育課長が定める。

(附則)

この要項は、令和6年10月31日より実施する。

検討委員

	教頭	教諭
教務代表	教頭 (中)	教諭 (中)
生徒指導代表	教頭 (中)	教諭 (中)
特別活動代表	教頭 (中)	教諭 (中)
運動部活動代表		教諭 (中)
		教諭 (中)
		教諭 (中)
文化部活動代表		教諭 (中)
		教諭 (中)
		教諭 (中)

西宮型部活動地域移行 基本構想 体制イメージ（地域移行後）【案】

令和6年10月31日
西宮市部活動地域移行推進協議会

統括団体（スポーツ）を「西宮スポーツセンター」とするイメージ

※文化芸術活動についても同様の統括団体を検討

